

平成29年2月27日裁決

主文

厚生労働大臣が平成〇年〇月〇日付で再審査請求人に対しても、国民年金第1号被保険者期間における保険料納付済期間「81月」、全額免除期間「368月」、共済組合加入期間「24月」を年金額計算の基礎とし、基本となる年金額を36万7100円とする老齢基礎年金を支給する旨の処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

主文と同旨。

第2 事案の概要

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

(1) 請求人は、昭和〇年〇月に、下肢の外傷による障害を支給事由とする国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年改正法」という。）による改正前の国民年金法による障害等級2級の障害福祉年金の受給権を取得し、同法第89条第1号の規定により、同月前における直近の基準月である同年〇月分から国民年金保険料を納付することを要しないもの（以下、これを「保険料の法定免除」といい、保険料の法定免除を受けた者を「保険料法定免除者」という。）とされ、この保険料の法定免除は後記のとおり、障害基礎年金となった以降も継続されていた。請求人の障害福祉年金は、昭和60年改正法附則第25条第1項の規定により、昭和〇年〇月〇日を受給権発生の日とする、上記改正後の国民年金法（以下「国民法」という。）による障害等級2級の障害基礎年金となったが、障害福祉年金の受給権取得時以降、所得要件を欠くことを理由として全額支給停止となっており、現在に至るまで請求人が障害福祉年

金及び障害基礎年金を現実に受給したことではない。

- (2) 請求人は、昭和〇年〇月〇日に最高裁判所により司法修習生に任命されて裁判所共済組合の組合員となり、昭和〇年〇月に司法修習を終了して、同月〇日に裁判所共済組合の組合員資格を喪失した。請求人は、同月、弁護士登録をして、弁護士を開業した。
- (3) 請求人は、障害福祉年金の受給権者及び障害基礎年金の受給権者が保険料法定免除者となり、保険料の全額を納付することを要しないものとされることを知らなかつたことから、國年法施行規則第75条に定める保険料免除に関する届出をせず、また、障害福祉年金及び障害基礎年金の受給権者が保険料法定免除者として自動的に登録されるシステムになつていなかつたことから、保険者において、請求人が保険料法定免除者であることを把握することはできなかつた。そのため、保険者は、請求人に対して、保険料の納付を求め続けていた。
- (4) 請求人は、昭和〇年〇月分から60歳に達する日の属する月の前月である平成〇年〇月分までの386月（以下「本件期間」という。）について、所定の納付書を使用して、保険料を納付した。保険料納付の際に、収納窓口において、請求人が保険料法定免除者であるとの指摘も、障害福祉年金あるいは障害基礎年金の受給権者は、保険料納付の義務がないとの説明も一切なかつた。
- (5) 日本年金機構（以下「機構」という。）が平成〇年〇月〇日時点の年金加入記録に基づき作成し、請求人に対して送付したねんきん定期便には、「これまでの年金加入期間」として、「国民年金第1号被保険者（未納期間を除く）386月」と、「（参考）これまでの保険料納付額」として「（累計額）3,624,570円」と記載されている。この「国民年金第1号被保険者（未納期間を除く）386月」との記載は、上記（4）の本件期間386月と一致していた。

- (6) 請求人は、将来の老齢基礎年金の年額を増やすため、平成〇年〇月に国民年金の任意加入者となり、同月分から65歳に達する日の属する月の前月である平成〇年〇月分までの48月について、保険料を納付した。これにより、請求人が平成〇年〇月分の保険料を納付した時点において、年金記録上、請求人の保険料納付済期間は、合計434月(386月+48月)とされていた。
- (7) 機構が平成〇年〇月〇日時点の年金加入記録に基づき作成し、請求人に対して送付したねんきん定期便には、「これまでの年金加入期間」として、「国民年金第1号被保険者(未納期間を除く)420月」と、「(参考)これまでの保険料納付額」として「(累計額)4,128,020円」と記載されている。この「国民年金第1号被保険者(未納期間を除く)420月」との記載は、上記(4)の保険料納付済期間386月と平成〇年〇月から平成〇年〇月までの任意加入期間34月との合計420月と一致していた。
- (8) 国家公務員共済組合連合会理事長作成の平成〇年〇月〇日付の請求人に係る年金加入期間確認通知書によると、請求人の組合員期間を次のとおり確認したとされている。
- | | |
|--------|--------------------------|
| 年金加入期間 | 昭和〇年〇月末日から
昭和〇年〇月初日まで |
| 期間の種類 | 組合員 |
| 組合員期間 | 25月 |
- (9) 機構作成の平成〇年〇月〇日現在の加入記録に係る被保険者記録照会回答票には、次のとおり記載されている。
- | | | | |
|-------|---------|---------|------|
| 加入制度等 | 資格取得年月日 | 資格喪失年月日 | 加入月数 |
|-------|---------|---------|------|
- | | | | |
|--------|---------|---------|----|
| ① 国民年金 | 昭和〇.〇.〇 | 昭和〇.〇.〇 | 12 |
| ② 共済 | 昭和〇.〇.〇 | 昭和〇.〇.〇 | 25 |
| ③ 国民年金 | 昭和〇.〇.〇 | 昭和〇.〇.〇 | 37 |
| ④ 国民年金 | 昭和〇.〇.〇 | 昭和〇.〇.〇 | 19 |
| ⑤ 国民年金 | 昭和〇.〇.〇 | 昭和〇.〇.〇 | 2 |
| ⑥ 国民年金 | 昭和〇.〇.〇 | 昭和〇.〇.〇 | 14 |
- ⑦ 国民年金 昭和〇.〇.〇 平成〇.〇.〇 326
 ⑧ 国民年金 平成〇.〇.〇 平成〇.〇.〇 48
- 国民年金納付済月数 434月 年金加入期間合計434月
 共済組合等加入月数 25月 国民年金の対象月数458月
- (10) 機構〇〇年金事務所(以下「本件事務所」という。)が平成〇年〇月〇日に出力して印字した請求人に係る制度共通年金見込額照会回答票には、「実際の年金額はこの試算結果と異なる事があります」とした上、「共済期間25月、1号納付434月」(注:合計すると459月となるが、共済期間は24月とするのが正しいから、正しくは、合計では458月となる。)として、「受発平成〇年〇月〇日65歳、「定額738,990円」「内訳合計額739,000円」と記載されている。
- (11) 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、老齢基礎年金の裁定請求(以下「本件裁定請求」という。)をするとともに、老齢基礎年金及び退職共済年金を選択し、障害基礎年金を選択しない旨記載した、年金受給選択申出書を提出した。
- (12) 本件事務所は、本件裁定請求書及び添付書類並びに請求人に係る年金記録を確認したところ、同年〇月〇日、障害福祉年金及び障害基礎年金の受給権者として保険料の法定免除とすべき期間について、保険料が納付されていることが判明した。同日、本件事務所年金課長が上部にした報告によると、「障害基礎年金に該当したものの、全ての期間が、収入要件による全額停止で、今後も収入が下がる見込みは無いため、老齢年金を増額するため保険料の納付を続けてこられました。平成〇年〇月に61歳で任意加入された時にも、区役所や年金事務所から免除としなければならない旨の説明は無かつたとの事です。」とされており、同年金課長の同日の対応として、「お客様に対して、障害年金の発生以降の保険料は免除となり、納付された保険料は還付

になる旨をお伝えしたところ、収入要件による全額停止のまま受給したことの無い障害年金のために、年金額が不利に計算されることにはご納得いただけませんでした。納付を有効と出来るか否か日本年金機構本部に協議し、後日回答することとしました。」と記録されている。

- (13) その後の本件事務所の対応として、
① 本件事務所が平成〇年〇月〇日付でした協議について、機構本部は、平成〇年〇月〇日付で、「国民年金保険料については、国民年金法第 89 条の規定により障害基礎年金の受給権者となるなど定められた要件に該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたものを除き、納付することを要しないものとされている。したがって、当該要件に該当するに至った日の属する前月以降に納付されていた保険料については、還付すること。」と回答したこと、
② 同月〇日には、機構本部から本件事務所に対し、職権による法定免除入力処理をするようにとの指示があつたこと、本件事務所は、請求人の資格記録に任意加入期間があるため、得喪日の確認後に処理する必要があることから、戸籍の全部事項証明書等の公用請求をしたこと、
③ 取得した戸籍の全部事項証明書等を確認し、請求人の国民年金資格記録を訂正した上、同月〇日、機構〇〇事務センターに対し、請求人の被保険者記録について、「昭和〇年〇月から同年〇月までの期間」(3月)、「昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの期間」(37月)、「昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの期間」(2月)、「昭和〇年〇月から平成〇年〇月までの期間」(326月)の合計〇〇〇月を法定免除期間に訂正する入力処理を依頼したこと、④ 同年〇月〇日、機構〇〇事務センターでの上記③の法定免除入力処理が完了したこと、⑤ 本件事務所お客様相談室長は、同日、請求人に架電して、納付は認められず保険料は

還付となった上で老齢基礎年金が裁定される旨を説明したこと等が認められる。

- (14) しかして、厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、国民年金第 1 号被保険者期間における保険料納付済期間「8 月」、全額免除期間「368 月」、共済組合加入期間「24 月」を年金額計算の基礎とし、基本となる年金額を 36 万 7100 円とする老齢基礎年金を支給する旨の処分（以下「原処分」という。）をした。

- (15) 厚生労働省年金局事業管理課長は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「国民年金保険料過誤納額還付充当通知書」をもって、本件期間のうちの昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの 25 月、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの 2 月、昭和〇年〇月から平成〇年〇月までの 326 月の合計 353 月（以下「本件還付対象期間」という。）に係る保険料を、過誤納保険料であるとして、還付する旨の通知（以下「本件還付通知」という。）をし、本件還付通知に係る通知書は平成〇年〇月〇日に請求人に到達した。

- (16) 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。請求人が主張する再審査請求の理由は、別紙 1 及び別紙 2 記載のとおりである。請求人の主張に対する保険者の意見は、別紙 3 記載のとおりである。

第3 当審査会の判断

- 1 厚生労働大臣は、請求人は昭和〇年〇月〇日を受給権発生日とする障害福祉年金（昭和〇年〇月〇日以降は障害基礎年金）の受給権者であるから、保険料については、昭和〇年〇月から法定免除となり、本件還付対象期間（353 月）の保険料として納付された保険料については、過誤納保険料として還付すべきものであり、当該期間は、保険料納付済期間とはならないから、国民年金第 1 号被保険者期間における保険料納付済期間「8 月」、全額免除期間「368 月」、共済組合加入期間「24 月」を年金額計

算の基礎とした原処分は適法かつ相
当であると主張している。

2 しかしながら、厚生労働大臣の上記主
張は採用することができない。その理由は次のとおりである。

(1) すなわち、上記第2の認定事実に
よると、請求人は、60歳に達するま
でに、昭和〇年〇月から平成〇年〇月
までの本件期間386月のうちの本件
還付対象期間353月分について、保
険者から送付されるなどした納付書に
より、長きにわたって保険料を納付し
てきたものである。請求人は、本件還
付対象期間はその全期間にわたって、
障害福祉年金（昭和〇年〇月以降は障
害基礎年金）の受給権者として保険料
法定免除者であって、その全額の納付
を要しないものであり、納付された保
険料は納付義務のない者が納付したも
のとして、これを収納することのでき
ないものであるから、誤って納付され
たものということはできる。しかしな
がら、保険者は、請求人が保険料法定
免除者であることを把握することができ
ておらず、保険料の納付書を送付する
などして保険料納付を求め続けていた
ものである。社会通念からすれば、一
般通常人が、市町村役場や社会保険
事務局あるいは社会保険事務所又は年
金事務所から保険料の納付書の送付を
受けるなどしてその納付を求められた
場合に、自分には保険料を納付する義
務があると考えるのは当然であり、本
件還付対象期間において、保険料法定
免除者であるとの指摘もなかったので
あるから、請求人が納付の求めに応じ
て本件還付対象期間について保険料を
納付したことは、事態の自然の流れと
して是認することができるものである。

(2) もとより、請求人は、昭和〇年〇
月に弁護士登録をした弁護士であり、
法曹実務家として弁護士業務に従事し
ていた者であるから、国民年金制度を
含む法律制度に通じていたとはいえる

のであって、自らの保険料納付義務の
存否判断については、一般通常人より
も高度の注意義務があったということは
できる。しかしながら、請求人の障
害福祉年金及び障害基礎年金について
は、収入要件を欠くことから受給権發
生とともに支給停止となっており、現
実には、請求人は、各受給権発生以來
一度もその支給を受けたことはないの
であって、自らが保険料法定免除者で
あるとの自覚もなかったものと認める
のが相当であり、請求人自身も本件審
理期日においてその旨陳述していると
ころである。そして、平成〇年〇月以降、
国会の社会保険庁改革関連法案の
審議中に、社会保険庁のコンピュータ
入力した年金記録のミスや不備が明ら
かとなって、年金記録のずさんな管理
が指摘されて国民からの批判を受けた、
いわゆる宙に浮いた年金問題を契
機として社会保険庁が廃止され、平成
22年1月1日に機構が発足した後も
変わることなく、請求人の許には保険
料の納付書が送付され続けたのであ
り、しかし、平成〇年〇月〇日時点
の年金加入記録に基づき、機構が作成
し、請求人に対して送付したねんきん
定期便に記載された「これまでの年
金加入期間」は、「国民年金第1号被
保険者（未納期間を除く） 368月」
とされていたのであり、この368月
という記載は、本件期間368月と一
致するものである。新たに発足した機
構から送付されたねんきん定期便にお
いて、本件期間が「国民年金第1号被
保険者（未納期間を除く） 386月」
とされていることを確認した請求人と
しては、本件期間に含まれる本件還付
対象期間が年金額計算の基礎となると
信じ、保険者が本件還付対象期間を年
金額計算の基礎として老齢基礎年金を
裁定するものと信頼するのは当然のこと
であり、その信頼は保護されなければ
ならない。

(3) その後、請求人は、将来の受給額

を増やす必要を感じて任意加入することとしたのであり、任意加入の手続をする際に、窓口において、請求人が保険料法定免除者であったことや、既に収納されている本件還付対象期間に係る保険料が過誤納保険料として還付すべきものであるとの指摘も一切なかつたものであり、任意加入期間中の平成〇年〇月〇日時点の年金加入記録に基づき、機構が作成し、請求人に対して送付したねんきん定期便に記載された「これまでの年金加入期間」の「国民年金第1号被保険者（未納期間を除く）420月」との記載も、それまでの納付期間と一致していたものであり、請求人において、本件還付対象期間が年金額計算の基礎となると信じ、保険者が本件還付対象期間を年金額計算の基礎として老齢基礎年金を裁定するものと信頼するのは当然のことであり、その信頼は保護されなければならない。さらに、本件裁定請求に先立って印字された平成〇年〇月〇日現在の加入記録に係る被保険者記録照会回答票及び本件事務所が平成〇年〇月〇日に出力して印字した請求人に係る制度共通年金見込額照会回答票においても、本件還付対象期間が保険料納付済期間とされていることからしても、請求人の保険者に対する信頼はさらに高まったものと認められるのであって、これらの信頼は、十分保護するに値するものである。

(4) ところが、保険者は、上記第2の(12)及び(13)認定の経緯を経て、原処分を行い、同(15)認定のとおり、本件還付通知に至ったのである。請求人が長年にわたって嘗々と築き上げた本件還付対象期間に係る保険料納付済期間としての外形的事実は、本件裁定請求を契機とする調査により覆されるまでの間、真実の権利を伴うものとして扱われてきたものであり、還付対象期間における保険料納付は、請求人の一方的行為により作出されたものでは

なく、保険料納付書の送付等という保険料納付に必要不可欠な保険者側の行為がなければ作出されなかつたものであり、しかも、2度にわたり、「大切な『未来』への情報」を謳うねんきん定期便において真実の権利を伴うものとして確認されたものであることからすれば、行政手続にも適用されると解される信義誠実の原則に照らして考慮すると、永続して継続してきた本件還付対象期間に係る保険料納付済期間としての外形的事実は実質的な権利を伴うものとして、取り扱うのが相当であり、これを覆し、本件還付対象期間を年金額計算の基礎としないで老齢基礎年金を裁定することは、信義誠実の原則からして許されないものというべきである。

3 以上の認定及び判断の結果によると、本件還付対象期間を年金計算の基礎としないで行った原処分は妥当でないから、これを取り消すこととして、主文のとおり裁決する。